

○鮫川村体育施設管理運営規則

令和6年3月19日教育委員会規則第1号

鮫川村体育施設管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鮫川村体育施設条例（令和6年鮫川村条例第1号。以下「条例」という。）

第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間及び休館日)

第2条 体育施設の使用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、鮫川村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは臨時に使用することができる。

(1) 使用時間

ア 団体及び専用使用の場合 午前9時から午後10時まで。ただし、プールについては、教育委員会が別に定める期間において、午前9時40分から午後8時50分までとする。

イ 個人使用の場合 午前9時から午後5時まで。ただし、プールについては、アただし書に定める時間とする。

(2) 休館日

ア 毎週月曜日

イ 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（その日が土曜日及び日曜日である日を除く。）

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用の手続)

第3条 条例第4条第1項の規定により体育施設を使用しようとする者は、鮫川村体育施設使用許可申請書（様式第1号）を使用しようとする日の5日前までに提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

2 個人でトレーニングセンターを使用しようとする者の使用の申請は、前項の規定にかかわらず、使用しようとする日に、教育委員会が別に定める様式により提出することができる。ただし、この場合の前条に定める使用時間は、プール使用の場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

(使用の許可)

第4条 教育委員会は、体育施設の使用を許可したときは、鮫川村体育施設使用許可書（様式第2号）を使用を許可した者（以下「使用者」という。）に交付し、許可できないときは、前条の申請書に不許可の旨を表示し、速やかに申請者に返戻するものとする。ただし、軽微な申請につい

て許可しようとするときは、口頭によることができる。

2 既に使用の許可を受けた内容を変更しようとするときは、前条及び前項を準用する。

(使用料の納入方法)

第5条 使用料は、使用許可書の交付時に納入するものとする。ただし、教育委員会がこれによることが適当でないと認めるとき又はこれによりがたいときはこの限りでない。

(使用料の減免及び手続)

第6条 公益上必要と認め使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 村又は教育委員会が主催又は共催する行事に使用するとき。

(2) 村スポーツ協会が主催する行事に使用するとき。

(3) 村又は教育委員会が後援する行事に使用するとき。

(4) 村スポーツ協会に登録しているスポーツ団体又は社会教育関係団体の主催する行事に使用するとき。

(5) その他教育委員会が公益上必要と認めたとき。

第7条 使用料の減免を希望する者は、鮫川村体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を使用許可申請書の提出の際に提出して承認を受けなければならない。ただし、村及び教育委員会が主催する行事に使用する場合にあっては、その提出を要しない。

2 教育委員会は、使用料の減免を承認したときは、鮫川村体育施設使用許可書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、軽微な申請について承認しようとするときは口頭によることができる。

3 年間を通して定期的に使用する団体が第1項による申請をし、使用料の減免を承認されたときは、それ以降の使用に係る減免の申請を要しない。この場合、当該団体を減免登録団体として登録し、年度内有効とする。

(使用料の返還及び手続)

第8条 教育委員会は、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより既に納入した使用料の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 使用者の責によらない事由により、使用の許可を取り消されたとき又は全く使用できなかつたとき。 全額

(2) 使用者の責によらない事由により、使用途中から使用できなくなったとき。 使用できなかつた使用時間の区分に相当する金額

(3) 使用日の前日までに使用の取りやめを届けたとき。 全額

(4) その他教育委員会が特別の事情があると認めたとき。 教育委員会が定める額
(専用使用)

第9条 公益上認め専用使用をすることができる場合は、第6条に準ずる。
(使用者の守るべき事項)

第10条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は使用の許可を受けた施設等を転貸してはならない。

2 体育施設及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたものはその限りでない。

- (1) 物品を販売すること。
- (2) 工作物その他の施設を設けること。
- (3) 募金、その他これに類する行為をすること。
- (4) 業として行う行為に施設を使用すること。

3 使用者及びその他の入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 体育施設の施設、設備、備品等を滅失し、又は毀損しないこと。
- (2) 体育施設における風紀及び秩序を乱さないこと。
- (3) 体育施設の清潔及び整頓を保持すること。
- (4) その他係員の指示する事項

(委任)

第11条 この規則の施行について必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 鮫川村村民運動場管理規則（昭和48年教育委員会規則第13号）
- (2) 鮫川村農業者トレーニングセンター管理運営規則（昭和57年鮫川村規則第8号）
- (3) 鮫川村青少年広場管理運営規則（平成12年教育委員会規則第9号）

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日までに、旧規則の規定により処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

鮫川村体育施設使用許可申請書

鮫川村教育委員会教育長 様

申請期日 年 月 日

申請団体名 (団体の場合のみ)				村内 村外
使用責任者職氏名	職 氏名			
住所・電話番号	住 所	TEL		
使 用 の 目 的				
使用の場所 及び設備等	トレーニング センター	富田体育館	青少年広場	村民グラウンド
	アリーナ		運動場	
	全 ス テ ー ジ	面 側 中 央 入 口 側	広場全面 ()コート コミュニティ室 放送機器 テニスコート	
	ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	西山体育館	全面 ()コート 更衣室(男・女)	西野グラウンド
	ブ ー ル			青生野体育館
使 用 日 時	使用備品	照 明 使用	コイシ 使 用 数	備 考
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
年 月 日 ()	時 分～ 時 分		有・無	枚
使 用 者 数	小 学 生 未 滿	名	高 校 生	名
	小 学 生	名	一般(学生含む)	名
	中 学 生	名	営利目的	有 無
決 定	許可・不許可	不許可 の理由		
使 用 料 徴 収	有・無	使 用 料 の 額	円	

様式第2号（第4条・第7条関係）

鮫川村体育施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

鮫川村教育委員会教育長

印

年 月 日付けで申請のあったことについては、下記のとおり施設の使用を許可します。

使 用 目 的				
使 用 期 日 及 び 使 用 期 間	年 月 日 年 月 日 年 月 日	時 分 時 分 時 分		
使 用 の 場 所 及 び 使 用 設 備				
使 用 料	減 免 ・ 有 料			円
許 可 条 件				
使 用 料 の 納 入 方 法	別紙「納入通知書」による			

様式第3号（第7条関係）

鮫川村体育施設使用料減免申請書

年　月　日

鮫川村教育委員会教育長　　様

申請者住所

(団体名)

職・氏名

㊞

鮫川村体育施設管理運営規則第7条の規定に基づき、鮫川村体育施設使用料の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

使　用　目　的	
使用予定期間 (年間申請のものは年度最初の使用日からその年度の3月31日とする)	年　月　日～　年　月　日
使用予定時間 (年間申請のものは不要)	時　分～　時　分
使用予定人員 (年間申請のものは会員数)	人
添　付　書　類 (年間申請のもののみ)	会員名簿(別紙)

決　　定	承　認・不承認
不承認の理由	